

立川市第 2 次特別支援教育実施計画の骨子（案）

立川市第 2 次特別支援教育実施計画の基本理念

支援を必要とする幼児・児童・生徒が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、途切れ・すき間のない早期連携・早期支援を図るとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行います。そして、人権尊重の精神を基調とし、障害に対する理解と障害のある人もない人も共に暮らす共生社会の実現に取り組んでいきます。

基本指針 1

乳幼児期からライフステージに応じた途切れのない発達支援の仕組みづくりを進め、幼稚園、保育園、就学前機関、学校、家庭、地域社会、医療、福祉、相談機関などの各機関が連携を図り、一人一人の成長を支えていきます。

基本指針 2

全ての学校において、支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を組織的にを行います。

基本指針 3

障害に対する正しい理解と認識を深めるため、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習を積極的に行い、共に生きる意識と態度を育てるとともに、保護者や市民等に対して、特別支援教育の理解啓発を図ります。

基本施策 1 早期連携・早期支援の充実

取組項目 1 早期連携・早期支援の充実

- (1) 子ども家庭支援センターと教育支援課が連携して行う相談
- (2) 幼稚園教員・保育士の特別支援教育に対する理解啓発
- (3) 健診後の発達支援へのフォロー体制の構築
- (4) 療育施策の充実に向けた検討
- (5) 就学支援シート等の活用促進
- (6) 幼稚園・保育園と小学校との連携

取組項目 2 就学相談

- (1) 就学相談の充実
- (2) 就学相談説明会の実施
- (3) 就学相談の資料作成に関わる幼稚園教員・保育士への支援
- (4) 就学後の継続相談

取組項目 3 小・中学校の連携

- (1) 中学校区における連携
- (2) 小・中学校間の円滑な引継ぎ

基本施策 2 学校における指導体制・指導内容等の充実

取組項目 4 学校における計画的な特別支援教育の推進

- (1) 学校経営における特別支援教育の位置付け
- (2) 特別支援教育コーディネーターの指名の複数化の推奨
- (3) 特別支援教育コーディネーターの充実
- (4) 校内委員会の充実
- (5) 校内研修の支援

取組項目 5 個別の教育支援計画、個別指導計画の作成

- (1) 個別の教育支援計画、個別指導計画の作成の推進
- (2) 個別の教育支援計画、個別指導計画の理解啓発
- (3) 小・中学校間の円滑な引継ぎ

取組項目 6 交流及び共同学習の推進

- (1) 交流及び共同学習の推進

取組項目 7 副籍制度の実施

- (1) 副籍制度の実施

基本施策 3 学校における特別支援教育の取組への支援

取組項目 8 特別支援学級等の整備及び充実

- (1) 特別支援学級の整備
- (2) 発達障害の児童・生徒に対する重層的な支援体制の整備
- (3) 特別支援学級説明会の実施
- (4) 特別支援学級教育課程編成の技術的支援
- (5) 校舎のバリアフリー化の対応

取組項目 9 教員の専門性向上

- (1) 特別支援教育に関する研修の体系化
- (2) 研修内容の充実
- (3) 特別支援学級の専門性向上に向けた特別支援学校との連携

取組項目 10 巡回相談の充実

- (1) 巡回相談員の派遣
- (2) 専門家の派遣

取組項目 11 特別支援学級指導員等の専門性の向上

- (1) 特別支援学級指導員、介助員等の専門性の向上

基本施策 4 関係機関との連携

取組項目 12 適応指導教室との連携

- (1) 適応指導教室と連携した指導

取組項目 13 特別支援学校との連携

- (1) 特別支援学校のセンター的機能の活用
- (2) 副籍制度の実施
- (3) 特別支援学級の専門性向上に向けた特別支援学校との連携

取組項目 14 中学校卒業後の進路先・関係機関との連携

- (1) 進路先・関係機関との連携

取組項目 15 特別支援教育に関わる関係機関との連携

- (1) 特別支援教育連絡会の開催
- (2) 子ども家庭支援センターとの連携

基本施策 5 特別支援教育の理解啓発

取組項目 16 保護者、市民等への理解啓発

- (1) 特別支援教育講演会の開催
- (2) 特別支援教育の理解啓発の充実

合理的配慮に基づいた指導・支援